

浪江町環境基本計画 《概要版》

『守りたいふるさと 育てたい未来 未来へ続くなみえまち』

令和 8 年 3 月



はじめに

浪江町環境基本計画とは

浪江町環境基本計画は、「浪江町環境基本条例」に基づき、浪江町の環境を守るための計画です。浪江町の美しい自然を未来に残し、みんなが安心して住み続けられるまちにするために、未来に向けて何をしていくかをまとめたものが「浪江町環境基本計画」です。

計画の期間

令和 8(2026)年度から令和 12(2030)年度まで(5 年間)とします。

まちが目指す環境像



『守りたいふるさと 育てたい未来 未来へ続くなみえまち』

本計画策定に先立つ昨年度の骨子において、東日本大震災、原発事故、放射能の影響による避難指示区域の設定及び全町避難等を踏まえ、町は、全国自治体とは違った環境における多様な課題が設定されました。ここにおいては、一度は破壊されたともいえる、町のかげがえのない「環境を守る取組み」が求められていることが明らかになりました。

一方、私たちがこの地を離れることを余儀なくされている間、全国的には資源の効率的利用や再生可能エネルギーの普及による、原子力や化石燃料のエネルギー依存の低減等、社会経済活用や生活様式の見直しの機運がより一層高まっているところです。

このような中、町の環境を次世代に引き継ぎ、「未来のために行動すること」が必要となっています。町としましては、令和元(2019)年に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、令和6(2024)年度に環境省から「なみえ復興まちづくりとカーボンニュートラル実現に向けた重点対策加速事業」が採択され、脱炭素先進地域として全国に先駆けた脱炭素の取組みを推進してまいりました。

ここでは本計画における環境像を「守りたいふるさと 育てたい未来 未来へ続くなみえまち」とし、各施策を展開することとしました。

基本方針

まちが目指す環境像を実現するために、5つの環境目標を設定します。この目標の達成に向け、住民・事業者・行政が一体となって取組みを推進します。



計画の体系

環境目標達成のため、計画の体系を次のとおり定めました。

I. ゼロカーボンシティの実現	I-1.	再生可能エネルギー導入の促進と省エネルギー対策の徹底
	I-2.	水素エネルギーの実装と新たな産業の創出
	I-3.	エネルギー地産地消・地産外消の推進
	I-4.	気候変動に適応する方策の推進
	I-5.	カーボンニュートラルへの率先的な行動
II. 自然と共生するまち	II-1.	自然環境の保護・保全
	II-2.	生物多様性の保全
	II-3.	自然とのふれあいの推進
III. 持続可能な循環型社会の形成	III-1.	廃棄物の適正処理
	III-2.	適正なごみ分別の啓発と推進
	III-3.	循環型社会形成のための町民・企業行動の推進
IV. 安全で快適な暮らしのあるまち	IV-1.	放射線対策の推進
	IV-2.	帰還困難区域の再生
	IV-3.	社会基盤の整備と景観の形成
	IV-4.	不法投棄対策の推進
	IV-5.	空き家・空き地の適正な管理
V. みんなが環境を考え行動するまち	V-1.	多様な主体との連携・協働
	V-2.	環境教育・環境学習の推進
	V-3.	環境情報の共有・発信

施策の展開

I. ゼロカーボンシティの実現

今後も更なる復興の加速、町の賑わいを取り戻していきながら、暮らしを豊かにすることを旨すとともに、温室効果ガス排出量の抑制と、それに関連する再生可能エネルギーや水素、省エネルギー対策を積極的に進める必要があります。

I-1. 再生可能エネルギーの導入の促進と省エネルギー対策の徹底

町では、脱炭素先進地域として、全国に先駆けた脱炭素の取組みを推進しています。

まちの顔となる浪江駅周辺は、再生可能エネルギーや水素の導入を最大限取組み、全国のモデルとなるまちづくりを進めていきます。

行政による環境アクション

- 企業の太陽光発電や蓄電池の導入を支援します。
- 町内の個人住宅の太陽光発電、蓄電池及びV2H等の導入を支援します。
- 公共施設や新建築物、既存建物に再生可能エネルギー設備導入や高効率な機器・設備の導入を促進し、町全体のZEB化を推進します。
- 公用車のEV化やFCV化を図ります。
- 住民や企業のEVやFCVの取得を支援します。

I-2. 水素エネルギーの実装と新たな産業の創出

世界最大級の再生可能由来の水素エネルギーの研究施設である福島水素エネルギー研究フィールド(FH2R)の立地を生かし、町は「なみえ水素タウン構想」を掲げ、町内で様々な水素利活用に関するプロジェクトを進めています。

行政による環境アクション

- 「なみえ水素タウン構想」に基づき、水素利活用及び実証を積極的に推進します。
- 浪江町水素関連事業者等連絡会を主催し、町内の水素の取組みの情報共有や、水素に関心の高い企業のマッチングに取組みます。
- 産学官連携施設やRE100産業団地を呼び水に、水素・再生可能エネルギー関連企業の誘致に取組みます。
- なみえ水素教室や水素まつり、その他水素普及啓発イベントや活動を通じて、水素社会実現に向けた取組みを推進します。
- 国家戦略特区を活用した、市街地における圧縮水素貯蔵量上限緩和に取組みます。
- 地域の理解や合意を基本としながら、災害等環境に配慮した再生可能エネルギーの普及拡大を推進します。

I-3. エネルギー地産地消・地産外消の推進

町では、東日本大震災および福島第一原子力発電所事故からの復興にあたり、原子力に依存しない、エネルギー地産地消のまちづくりに取り組んでいます。

行政による環境アクション

- 地域エネルギー会社や民間企業と連携し、公共施設の屋根や遊休地でのPPAによる太陽光発電の導入を進めます。
- 地域エネルギー会社や民間企業と連携し、町内の再生可能エネルギーの電源開発を進めます。
- 役場本庁舎と道の駅エリアで CEMS による効率的なエネルギーの利用に取り組めます。
- 駅周辺エリアで CEMS の導入を進めます。

I-4. 気候変動に適応する方策の推進

気候変動による影響を軽減させ、または被害を防止するためには、防災への取り組みが必要となっています。町では防災力向上に向けた対応を計画的に実施していきます。

行政による環境アクション

- 防災体制の整備や地域防災力向上などを推進します。
- 「浪江町災害廃棄物処理計画」に基づき、自然災害発生時の災害廃棄物の適正かつ円滑処理と、速やかな復旧・復興を進めます。
- 暑さ指数(WBGT)を活用した保育施設・小中学校・高齢者施設における対策・予防の啓発を実施します。
- 風やゲリラ豪雨等、近年大型傾向にある自然災害に備え、浪江町防災ハザードマップを活用した「マイ避難シート作成」の取り組みや、日ごろから防災品の備蓄の充実を図ります。



浪江町防災ハザードマップ

I-5. カーボンニュートラルに向けた率先的な行動

町の活気を取り戻し、かつての賑わいを超える新たな経済循環を創出し、日本・世界を代表するエネルギー先進地として活躍する町を目指します。

行政による環境アクション

- 未来を担う子どもたちや住民向けの脱炭素・エネルギーに係る学びの機会の創出により、町全体における環境への機運醸成を図ります。

住民による環境アクション

- 住宅を新築、増改築する際には、住宅の ZEH 化や高気密・高断熱建築を検討し、住宅の省エネルギー性能の向上を図りましょう。
- 蓄電池等による電力の有効活用を検討しましょう。
- 再生可能エネルギーの発電割合が高い電力メニューの選択を検討しましょう。
- なみえスマートモビリティ(スマモビ)やデマンドタクシーなどの乗合の交通サービスを利用し、自家用車の使用頻度を極力減らすなど、環境にやさしい暮らしを実現しましょう。
- 自家用車を使用する際は、エコドライブを心掛けましょう。
- 自然災害に備え、「マイ避難シート」の作成や防災品の備蓄に努めましょう。

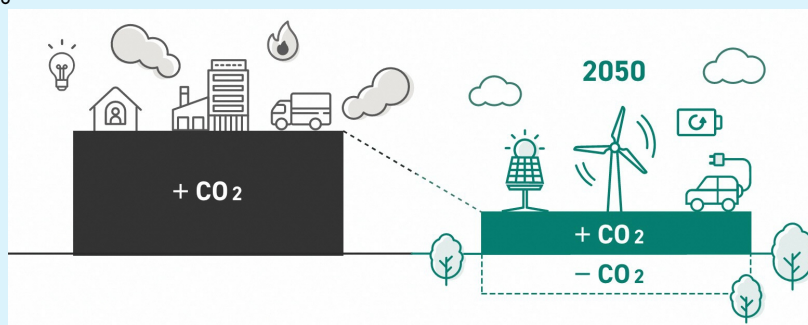
事業者による環境アクション

- クールビズ、ウォームビズ、エコドライブ、事業所内の空調・照明等の節電等省エネルギーに取り組みましょう。
- 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入を検討しましょう。
- 工場等の新增設の際には、ZEB 化の導入を検討しましょう。
- エコドライブの実践や電動車の購入に努めましょう。
- 自然災害に備えて、避難方法や経路の確認、防災備蓄品を整えましょう。
- 事業所での脱炭素の取組みを「Namie-E 脱炭素アワード」などで積極的に発信し、情報を共有しながら、地域全体へと広げていきましょう。

■知ってほしい環境用語:カーボンニュートラル

私たちの生活の中で電気を使う時や、車を使う時、工場でものをつくる時などに排出されている温室効果ガスの量と森林や植物、海などが吸収する温室効果ガスの量を同じにすることをカーボンニュートラルといいます。温室効果ガスが増えすぎると地球温暖化が進み、異常気象が増加し、私たちの生活や自然に大きな影響をもたらします。

カーボンニュートラルを目指すために、ごみを減らす、車より自転車を使うなど、身近なことから取り組んでいきましょう。



出典:環境省 脱炭素ポータルホームページ

II. 自然と共生するまち

浪江町は海・山・川に囲まれた自然豊かな農村地帯で、町全体がふれあいの場となるよう取り組んできました。国による除染や復旧・復興事業の進捗により、一部では農業、漁業は再開されたものの、失われた自然環境や生物の多様性の回復には相当な時間を要することが考えられることから、農林水産業の復興を通じ、自然と共生するまちの取り組みを行っていきます。

II-1. 自然環境の保護・保全

町では関係機関と連携し、農業・林業・漁業等の再建を支援するなど、自然環境の保護保全の取り組みを実施します。

行政による環境アクション

- 農業、林業、漁業の再建を支援し、事業の再生に向けた取り組みを推進します。
- 大規模畜産施設の整備の推進による循環型農業を構築し、農業再生を目指します。
- ふくしま森林再生事業等による町内の森林整備・保全を推進します。
- 里山の再生を推進します。
- 森林経営管理制度を活用した森林管理手法等について制度理解を深め、将来的な森林環境再生後の適切な森林管理方法・体制等の検討を進めます。
- 福島県と連携し海岸防災林の整備を推進します。
- 請戸川さけ放流施設による漁業振興や地域活性化に努めます。
- 持続可能な営農を目指すため、次世代の担い手の確保、各種営農等の支援事業を展開します。
- F-REI等の研究機関と連携したスマート農業等の新しい技術の活用を推進します。
- 森林整備再開に向けた検討の具体化や、国有林を含めた森林管理について、早期に方針を示すことを継続して国に要望します。
- 線量を低減する取り組みのため、除染以外の方法も関係機関と研究検討します。

II-2. 生物多様性の保全

町の特徴を把握しつつ、国や福島県の動向を確認しながら、生物多様性の損失の回復に向けた新たな取り組みを検討します。

行政による環境アクション

- 大規模畜産施設の整備の推進による循環型農業を構築し、農業再生を目指します。
- 里山の再生を推進します。
- 福島県と連携し海岸防災林の整備を推進します。
- クマやサルの出没による、人身被害の発生を防ぐための対策を推進します。
- 住宅の鳥獣駆除や侵入防止対策として補助を実施します。
- 生態系に影響を及ぼす野生鳥獣については、生態系の保全と農作物被害防止の双方の観点から、適正な個体数管理を計画的に進めます。

- 緑の文化財や天然記念物の現状把握と保護保全活動の推進、文化財保護条例に基づく所有者の管理への協力依頼等、町の大切な文化を守ります。
- 生物多様性について学ぶ機会の創出を推進します。
- 自然共生サイトの取組みを事業者等に周知します。

II-3. 自然とのふれあいの推進

避難指示が解除された地域においても、自然の恵みを感じ、自然とふれあう機会を創出していきます。

行政による環境アクション

- 自然とのふれあい活動の推進のため、自然体験活動の機会の充実を図ります。
- 「なみえ生活環境保全林」や「丈六公園」等、自然とのふれあいの場の整備や森林環境教育を推進します。
- 町の魅力を活かしたエコツーリズムの推進を通じて、地域活性に努めます。
- 公園や河川等の水辺とみどりに親しみ自然に触れる機会を増やします。
- 身近なみどりを育み、まちを花とみどりで彩ります。

住民による環境アクション

- 特定外来生物に関する知識を深めるとともに、特定外来生物等の外来種を確認した際は、自治体などに連絡しましょう。
- 外来種を飼養・栽培している場合は、適切に管理、処分を行いましょう。
- 食材の調達の際は、地産地消を心掛けましょう。
- 請戸川リバーラインや福島県復興祈念公園等の散策や自然観察など身近な自然とふれあいましょう。

事業者による環境アクション

- 森林の保全や緑化などに取組み、自然環境のボランティア活動の実施や参加をしましょう。
- 工場や事業所敷地内での緑地やビオトープの整備をしましょう。また、その区域を自然共生サイトとしての認定なども検討しましょう。
- 事業活動における周辺自然環境に与える影響を考慮しましょう。
- 社員や地域住民への環境教育の場の提供や啓発活動への参加等の検討をしましょう。

■知ってほしい環境用語：外来種

外来種とは、たとえばカミツキガメのように、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指します。

外来種による被害を予防するために・・・

1. **入れない** 悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」
2. **捨てない** 飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」(逃がさない・放さない・逸出させないことを含む)
3. **拡げない** 既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」(増やさないことを含む)

外来種に関わる際には、この原則を心にとめ、適切な対応とご理解・ご協力を切にお願いします。

出典：環境省ホームページ「日本の外来種対策」

Ⅲ. 持続可能な循環型社会の形成

町においても産業の復興や避難解除区域の増加に伴う居住人口の増加により、ごみの排出量の増加が予想されることから、計画に沿った廃棄物の適正処理を行うとともに、人にも地球にもやさしい循環型社会を形成していきます。

Ⅲ-1. 廃棄物の適正処理

廃棄物は法令に基づき、排出者である企業や個人が自らの責任で、環境に悪影響を与えないよう適切に処理することが求められています。

不法投棄や不適切な焼却を行わせないことで環境汚染を防止するためには、企業や個人と行政が適正処理に対して取組むことが必要です。

行政による環境アクション

- 産業廃棄物の適正処理のため、事業者への呼びかけを行います。
- ごみステーションの適正利用の周知を行います。
- 事業所から出るごみは、ごみステーションではなく個別に処理するよう呼びかけます。
- 住民の小型充電式電池の回収を行います。
- 低濃度 PCB 廃棄物及びアスベスト廃棄物等、適正処理の徹底を促進します。

Ⅲ-2. 適正なごみ分別の啓発と推進

持続可能な循環型の形成と廃棄物の適正処理の第一歩はごみの分別を適正に行うことにあります。町は徐々にではありますが、復興が進み居住者が増えている状況であることから、ごみの分別の啓発と推進が重要となってきます。

行政による環境アクション

- 住民の小型充電式電池の回収を行います。
- 住民の使用済みの小型家電についてイベントでの回収を検討します。
- 家庭ごみ収集カレンダーを配布することで、適正な収集日や分別の周知を図ります。
- リサイクルハウスなどの利用により資源とごみの分別の徹底を推進します。
- 町の転入者や帰還者などに対し、指定ごみ袋を配布し、適正な分別を推進します。
- 福島県環境アプリの活用を推進します。

Ⅲ-3. 循環型社会形成のための住民・企業行動の推進

循環型社会の形成とは大量生産・大量消費・大量廃棄からの脱却し、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指す社会構築です。

6R を活用する等、住民・企業・行政が連携しながら、限りある資源を循環させることで循環型社会の形成へつなげていく必要があります。

行政による環境アクション

- 6Rに取り組むことでごみ発生抑制を推進し、ごみ減量化を推進していきます。
 - ・リフューズ(Refuse):不要なものを買わない、もらわないこと。
 - ・リデュース(Reduce):ごみの発生を抑制し、資源の無駄遣いを減らすこと。
 - ・リユース(Reuse):使用済み製品やその部品等を繰り返し使用すること。
 - ・リペア(Repair):壊れたものを修理して再利用すること。
 - ・リサイクル(Recycle):廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効活用すること。
 - ・ロット(Rot):コンポスト等を活用して生ごみをたい肥に変えること。
- 事業者等にライフサイクルアセスメントの取り組みを周知します。
- DX化により紙の削減や事業活動の無駄な資源の減量を促します。

住民による環境アクション

- 人・社会・地域・環境に配慮した、エシカル消費を心掛けましょう。
- エコバッグ・マイボトル等を利用し、不要なものを買わない、もらわない、使わないことで、ごみの発生の削減に取り組みましょう。
- フリーマーケットやリサイクルショップ、詰替え商品などをなるべく利用しましょう。
- 修理できるものは、買い替えず、修理して使用しましょう。
- 食品の買いすぎや調理による作りすぎ、食べ残しを削減しましょう。
- 福島県環境アプリ等を活用したごみの分別や、家庭ごみ収集カレンダーを活用したごみ出しのルールを徹底しましょう。
- 生ごみのたい肥化や水切りによるごみの減量に努めましょう。

事業者による環境アクション

- 買いすぎないことや、環境負荷が少ないものを買うなどグリーン購入に努めましょう。
- 簡易包装やリターナブル容器の利用、紙や木製製品への切り替えにより、プラスチックの使用を抑制しましょう。
- 耐久性の高い製品やリサイクルがしやすい製品、再生資源の利用など、環境に配慮した製品の製造・販売を検討し、循環経済への移行に取り組みましょう。
- 事業活動を通じて発生する食品ロスの削減に取り組みましょう。
- 産業廃棄物は、排出者の責任において、適切に処理しましょう。
- 産業廃棄物の処理を専門業者へ委託する際は、マニフェスト(産業廃棄物管理票)を適切に運用しましょう。
- ライフサイクルアセスメントの実施を検討し、環境負荷低減のための取り組みを実施しましょう。

■知ってほしい環境用語:6R

6RはRefuse(リフューズ)、Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Repair(リペア)、Recycle(リサイクル)、Rot(ロット)の6つのRの総称です。



IV. 安全で快適な暮らしのあるまち

放射線への各種対策や不安解消事業、帰還困難区域再生への取組みを行うことで、避難する住民の帰還や、町へ新たに移住される方の増加へつなげるとともに空き家・空き地の活用を推進します。

また、町の復興状況に併せた社会基盤の整備や景観の形成、生活環境の保全に取組み、安全で快適な暮らしのあるまちを目指します。

IV-1. 放射線対策の推進

復興に向け、今後も新たに住民となる方や、避難先から町への帰還を検討する方等へ、放射線についての正しい知識と理解を得ることができる取組みを継続し、住民が安心して生活できる環境を整えます。

行政による環境アクション

- 有識者等による除染検証委員会において、除染効果や線量低減状況などについて検証を行います。
- 住民の不安解消のため、モニタリングの実施とわかりやすい情報発信に努めます。
- 放射線健康管理について大学や専門機関と連携した相談会・講習会の開催等でリスクコミュニケーションを行います。
- 環境回復に向け町内の未除染区域の国直轄除染を推進する等、放射線対策を図ります。

IV-2. 帰還困難区域の再生

政府方針の実現を強く求めるとともに、「浪江町特定帰還居住区域復興再生計画」の認定を受け、現在避難指示の解除に向け国で行っている除染、解体等の取組みを推進し、新たに解除された場所で住民が生活できるよう環境回復を図るなど再生に努めます。

行政による環境アクション

- 特定帰還居住区域の整備を進めるとともに、全域避難指示解除に向けた取組みを実施します。
- 国における特定帰還居住区域の直轄除染、解体等を推進します。
- 帰還困難区域の避難指示解除までの間、衛生環境維持のため仮設トイレを設置します。

IV-3. 社会基盤の整備と景観の形成

地域の特色を活かした良好な景観の保全や創造を図り、次代の住民が誇りにできる景観の町をつくりだすことを目指し策定した、浪江町景観計画に基づき、良好な環境による豊かな暮らしの実現につながる景観の形成を図ります。

行政による環境アクション

- 環境への意識醸成と共に管理体制の確認を行い、暮らしや事業活動等による大気環境、水環境の保全対策、土壌汚染対策、騒音・振動・悪臭の被害防止、その他有害物質による環境汚染の未然防止について、国、福島県と協力し、努めます。
- 住民が安全、安心な水を、安定して使えるように取組みます。
- 上水道のPFAS(有機フッ素化合物)に対する不安の解消のため、引き続き測定を行います。

- 生活排水による環境負荷を低減するため、公共下水道事業の安定経営に努めると共に、処理区域外については合併浄化槽の設置、適正管理を推進します。
- 町内の道路整備や公共交通の充実により、環境に配慮した便利で機能的なまちづくりに努めます。
- 震災の教訓を生かした防災・安全のまちづくりを推進します。
- 「浪江町景観計画」に基づき、地域の特色を生かした良好な景観の保全や創造を図り、次世代の住民が誇れる景観のまちづくりに努めます。

IV-4. 不法投棄対策の推進

不法投棄を未然に防ぐため、発見・通報体制を強化し、地域ぐるみで生活環境を守ります。

行政による環境アクション

- 不法投棄の未然防止及び早期発見のため、パトロールを実施します。
- 地域パトロールの体制を構築し、不法投棄防止に努めます。
- 不法投棄や不適切なごみ袋での投棄が発見された場合、指導を徹底します。
- ポスターや看板の設置等の実施による、不法投棄防止に努めます。
- SNS や広報誌の活用による、住民や事業者への継続的な不法投棄への注意喚起を実施します。

IV-5. 空き家・空き地の適正な管理

生活環境の保全や景観の保全のためにも、空き家・空き地が適正に管理されるように取組みます。

行政による環境アクション

- 管理が行き届いていない空き家については、状況の把握に努め、文書等による適正な管理の依頼を実施します。
- 浪江町空き家・空き地バンクによる未活用資産の情報を提供し、帰還者・移住者による利用促進を推進します。
- 修繕、解体、リフォーム等の費用の補助を行い、空き家・空き地の利活用を支援します。
- 空き地の状況について情報提供を行い、空き地の有効活用を促進します。
- 宅地の適正管理の啓発事業として除草剤配布事業を実施します。

住民による環境アクション

- 油は使い切り、食器やなべの汚れは拭いてから洗うなど生活排水に関する工夫をしましょう。
- 浄化槽の清掃や点検を定期的に行いましょう。
- 地域の景観の特性や価値を再認識し、身近なところから景観をよくする行動をしましょう。
- 不法投棄をしない、させない、許さない意識を高めましょう。
- 不法投棄を発見したら、役場や警察まで早めの通報をしましょう。
- 町内にある宅地の適正管理に努め、近隣等へ迷惑をかけないように定期的な管理に努めましょう。

事業者による環境アクション

- 工場や事業場から排出される水質汚濁物質について、排水基準値以下の濃度での排水をするよう徹底しましょう。
- 工場や事業場で扱う有害化学物質などについて、適切な管理を行いましょ。
- 建築物等の解体等工事の際は、石綿(アスベスト)が使用されていないか事前調査を行うとともに、飛散防止対策を徹底しましょ。
- 低騒音型、低振動型の機器の導入や遮音壁の設置、騒音・振動の発生源となる機器の屋内への配置、アイドリングストップの徹底などにより、工場・事業場からの騒音・振動の発生を抑制しましょ。
- 施設のこまめな清掃・メンテナンス、脱臭装置の設置などの臭気対策を行いましょ。
- 廃棄物の不法投棄や自家焼却をしないなどの関係法令の遵守を徹底しましょ。

V. みんなが環境を考え行動するまち

関係する全ての方々に対し、行政が正しい環境情報をタイムリーに発信していくこと、講座や教育等で理解する場を設けることが、住民、事業者、行政 3 者が協働で本計画に定める施策に取り組むために必要であると考え、浪江町の環境を理解し、関心を深めることができるよう努めます。

V-1. 多様な主体との連携・協働

居住人口の著しい減少や、移住された方の増加等、住民の価値観の多様化といった社会構造の変化等、行政単独では解決困難な課題が増加しています。本計画を進めるにあたっては、それぞれがお互いについての理解を深め、それぞれの主体がもつ知識、資源を活かしながら、連携及び協働したときに、より良い効果が発揮できるものと考えています。

行政による環境アクション

- 住民、事業者、行政が連携した環境美化活動等の実施による環境保全の取組みを推進します。
- 地域の清掃活動、リサイクルの推進など、環境活動支援制度の拡充に努めます。
- 地元企業の CSR(社会的責任)と結びつけた「企業×住民団体」のプロジェクトを促進します。
- 住民の知見を活かした「地域の環境見守り隊」などの仕組みづくりに努めます。

V-2. 環境教育・環境学習の推進

環境とのかかわりについて理解と認識を深め、責任ある行動が取れるようにするためには、学びの機会の提供が欠かせません。子どもや大人、それぞれが参加でき、環境の現状や環境問題について学べる教育、学習の場を提供します。

行政による環境アクション

- 大学や専門機関等と連携し、環境に関する講座等を開催します。
- 森林整備の一環として、森の大切さを学ぶ森林環境学習を実施します。
- 脱炭素に関する取組み・活動を普及促進活動として、脱炭素に関する取組み・活動の表彰を行い、町全体の脱炭素化・カーボンニュートラルにつなげます。

- 小中学校の総合的な学習の時間を活用し、再生可能エネルギーや循環型社会、地域の水素をテーマに取り上げるなどして、子どもたちが主体的に学びを深められる工夫を進めます。
- 双葉郡8町村が連携する「ふるさと創造学」において、環境を含めた探究成果を発表・共有し、持続可能な社会づくりに貢献する人材の育成につなげます。
- 水素やごみ等についての副読本によって小学生を対象とした環境に関する学びを広げます。

V-3. 環境情報の共有・発信

環境の分野は、一般的になじみのない用語が使われることも少なくないことから、分かりやすさ等、情報の受け側を意識し、情報発信を行う必要があります。少しでも多くの方々に情報が届けられるよう、発信側も数多くの媒体を活用していかなければなりません。

行政による環境アクション

- 広報誌やホームページ、SNS等のメディアを活用して、環境に関する情報の発信に努めます。
- 環境放射線モニタリングデータをはじめ、環境に関する正確な情報を広く発信します。
- 多言語による環境情報の提供に努めます。

住民による環境アクション

- 環境についての体験学習やイベント等に積極的に参加しましょう。
- 町や各種団体が行う講演会やセミナー等に積極的に参加し、参加者同士で情報共有を行うなど、交流を深めましょう。
- 公園の清掃ボランティアや地域の緑化活動などには積極的に参加し、また、多くの住民がボランティア活動などに参加するよう住民同士の呼びかけをしましょう。

事業者による環境アクション

- ISO14001 やエコアクション 21 といった環境マネジメントシステムの導入により、環境経営に取り組ましましょう。
- 社員に対する環境研修・環境教育を実施し、環境への意識を高めましょう。
- 出前講座の実施など、住民向けの環境教育プログラムの提供を検討しましょう。
- 環境に関するイベントに協力しましょう。
- 事業所の環境保全に向けた活動や事業活動を通じて蓄積した知識・ノウハウを報告制度などの活用により、積極的に発信しましょう。

計画の推進体制

推進体制

本計画の実効性を高めるため、住民・事業者や関係機関などと連携・協力して計画を推進します。

計画の進行管理

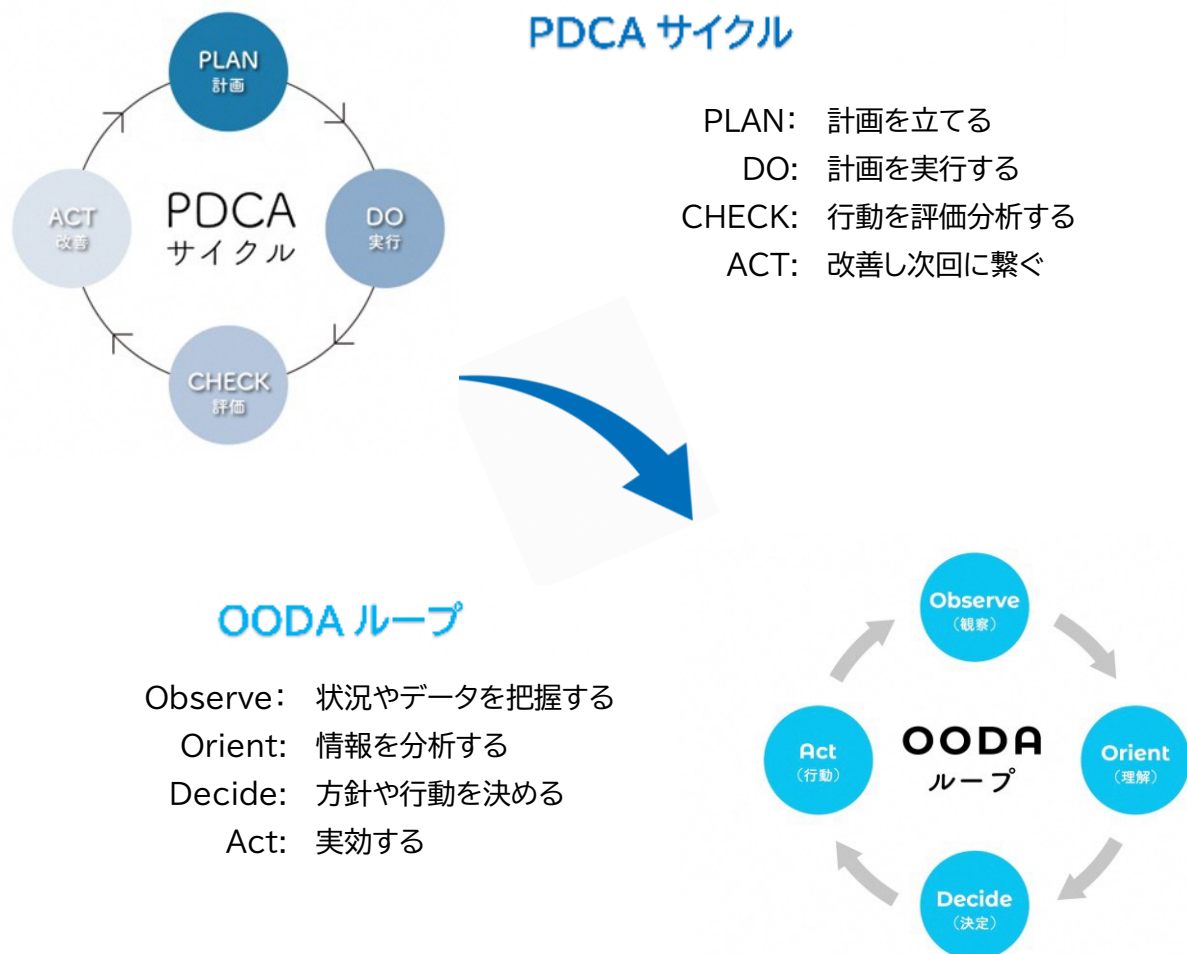
本計画の推進にあたっては「PDCA サイクル」及び「OODA ループ」の活用により実施します。

PDCA サイクルにより各施策や成果指標の進捗を定期的に見直し、改善策を講じます。

OODA ループは、実行段階で活用し、現状を観察し、情報を分析することで意思決定を行い、行動に移すことで変化に柔軟に対応します。

定期的に両者のサイクルを回すことで、業務効率や成果の向上が期待でき、持続可能な成長が可能となります。

なお、計画の期間中であっても、環境の状況が大きく変化した場合は、計画の見直しを検討します。



浪江町役場 住民課

〒979-1592

福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7-2

TEL:0240-34-0228

FAX:0240-34-2137